

「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る
『安全基準等』策定にあたっての指針(第3版)」に対する
提出意見の概要及び御意見に対する考え方

意見提出者一覧(五十音順)

株式会社テプコシステムズ	1件
財団法人日本データ通信協会	4件
日本ユニシス株式会社	23件
財団法人防衛調達基盤整備協会	2件
その他個人	2件

『安全基準等』策定にあたっての指針(第3版)に対する提出意見の概要及び御意見に対する考え方

該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1 2ページ9行目	「安全基準等」の「等」に相当するものほどのようなことがあるのか、また誰が作成するのかをわかりやすく記載していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	指針(案)3ページの1～7行目に、次のように「安全基準等」の定義をしております。 ①業法に基づき国が定める「強制基準」 ②業法に準じて国が定める「推奨基準」及び「ガイドライン」 ③業法や国民からの期待に応えるべく事業者団体等が定める「業界標準」及び「ガイドライン」 ④業法や国民及び契約者等からの期待に応えるべく事業者自らが定める「内規」等、いずれかの形で各事業者が様々な判断、行為を行うに当たり、基準又は参考にするものとして策定された文書類を「安全基準等」と呼ぶ。
2 4ページ下から6行目	「環境整備にも努める」の主語は誰かを記載していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	また、「安全基準等」の種類により、作成者が異なります。
3 4ページ下から1行目	「安全基準等」の遵守が必要、または望ましいと規定するのは、「どの指針か」、「誰か」を明確にしてください。 (日本ユニシス株式会社)	第2次行動計画の審議過程において、サービス提供に影響を及ぼすものとして、例えば「社会経済の混乱」といったものも踏まえ、検討対象を各種脅威に絞り込んできたため、原案とおりの記載とさせていただきます。
4 6ページ12～13行目	「水準を明らかにする」のは誰かを明確にしてください。 (日本ユニシス株式会社)	また、「安全基準等」の種類により、作成者が異なります。
5 13ページ下から2行目	「安全基準等の継続的改善」を実施運用する主体者を明示していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	また、「安全基準等」の種類により、作成者が異なります。
6 3ページ20行目	「サービス提供に影響を及ぼす可能性のある様々な事象」という表現は「～脅威」に変更していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	第2次行動計画の審議過程において、サービス提供に影響を及ぼすものとして、例えば「社会経済の混乱」といったものも踏まえ、検討対象を各種脅威に絞り込んできたため、原案とおりの記載とさせていただきます。
7 3ページ8行目他	安全基準等に「」をつけていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘のとおり、修正いたします。
8 3ページ25行目	「さらに」を削除していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘のとおり、修正いたします。
9 7ページ14行目	「要員の管理」と言う表現を「要員の教育」に変更していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘の「要員の管理」は、情報セキュリティ人材(ISMS要員)の配置等を含めた人事的な管理を意味しており、原案とおりの記載とさせていただきます。
10 7ページ20行目	「職員」を民間の組織にも適用できる用語に変更し、情報保護の対策を講じる対象範囲を明確にしてください。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘の「職員」については、重要インフラ事業者等によって「職員」、「社員」、「従業員」等の用語が混在しておりますので、原案とおりの記載とさせていただきます。
11 8ページ4行目	「機密性、完全性、可用性等」の「等」は削除していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	「情報」ではなく、「情報システム」について言及しており、例えば利便性といった要素も含まれます。原案とおりの記載とさせていただきます。
12 8ページ21行目	「情報セキュリティ水準の低下を招く社外での行為…」とありますが、「社外」を「社内外」としていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘の内容を踏まえ、「社外での」を削除することといたします。
13 10ページ15～16行目他	「記録」と「保存」の用語の使い分けを明確にしてください。 (日本ユニシス株式会社)	情報等が記録された「媒体」を「記録媒体」として、情報が何も入っていない空の「媒体」と区別するため、「記録」の表現を使用しております。原案とおりの記載とさせていただきます。
14 12ページ11行目	情報と情報資産の用語の定義の追記、またはわかりやすい使い分けをしていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	指針(案)5ページの9行目に、「情報資産」について、情報システム及びそこに蓄積されている情報と定義しております。
15 13ページ下から2行目	「安全基準等の浸透を実施する」 → 「安全基準等の浸透を図る」 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘のとおり、修正いたします。

表現等

『安全基準等』策定にあたっての指針(第3版)に対する提出意見の概要及び御意見に対する考え方

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
16 II 2 「安全基準等」の対象範囲	5ページ II. 2. 「安全基準等」の対象範囲	保護対象の中に、「情報システムに携わる人材」を追加していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘の「情報システムに携わる人材」は、指針の検討に当たって「情報システム」に含まれておりました。原案とおりの記載とさせていただきます。
17	5ページ II. 3.	「顕在化する可能性が高いIT障害を想定・・・」とありますが、仮に顕在化する可能性が高なくても、信頼の失墜によって、サービス提供の維持に致命的な影響を与える様な障害もスコープに入れた方がよい。 言い換えれば、事業継続性に影響を与える脅威のスコープを、物理的なサービス停止に至らしめる要因だけに絞られている様ですが、その範囲に留めるべきではなく、サービス提供側内部での意図的・非意図的な情報改ざん・改変の脅威も対象に含むべきではないか。 (財団法人日本データ通信協会)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。
18 II 3 「安全基準等」の対象とする脅威	5ページ II. 3. (1)	対象とする脅威は、IT障害を想定して導くのではなく、IT障害を起こさせるおそれのある脅威についてできるだけ正確に把握し、これを基に顕在化する可能性のあるIT障害を検討することが適当と考える。 (1) に「サイバー攻撃をはじめとする意図的要因」と記されているが、我が国においてもテロ攻撃の可能性は絶対にはないとは言えない。また、(1)の意図的要因の中に「内部不正」と簡単な記述がありますが、インサイダーによる破壊行為も考えられる。 対象とする脅威については、IT障害を想定する重要インフラ事業者等に委ねるのではなく、情報セキュリティ関係省庁や事案対処省庁から参考となる資料を得て、提示していただくべきと考える。 また、上記項目に関連して「4 重要インフラ事業者等の担う役割」に情報セキュリティ関係省庁や事案対処省庁の担うべき役割について、追加することが適当と考える。 (財団法人防衛調達基盤整備協会)	賛同意見として承ります。ご指摘の「テロ攻撃」も「インサイダーによる破壊行為」も意図的要因の脅威に含まれます。重要インフラ専門委員会等の審議の過程において、指針は重要インフラ分野(10分野)共通のガイドラインであるため、より汎用性の高い表現を使用することとなりました。原案とおりの記載とさせていただきます。 「対象とする脅威の提示」及び「情報セキュリティ関係省庁や事案対処省庁の役割」に関するご指摘については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。
19	6ページ II. 3. (3)及び(4)	(3)災害や疾病、(4)他分野の障害からの波及は、(2)非意図的要因に含めていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	「安全基準等」の対象とする脅威とその分類については、社会環境の変化をよりの確に取り込めるよう重要インフラ専門委員会における情報セキュリティの有識者と重要インフラ事業分野の代表者の議論を経て項目出しされたものです。原案とおりの記載とさせていただきます。
20	8ページ5行目、13行目	「セキュリティホール」、「不正プログラム」という脅威を、5ページのII. 3. 「安全基準等」の対象とする脅威(1)、(2)に脅威例として記載していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	「セキュリティホール」は脅威例(2)の「プログラム上の欠陥(バグ)」、「不正プログラム」は脅威例(1)の「不正コマンド実行」を含んだ例示として使用しております。原案とおりの記載とさせていただきます。

『安全基準等』策定にあたっての指針(第3版)に対する提出意見の概要及び御意見に対する考え方

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	
21	全般的な内容	<p>「4つの柱」、「5つの重点項目」という項目立てはよいが、なぜ「4つの柱」、「5つの重点項目」なのかという根拠となるロジックの説明に重点を置いた記述としてはどうか。 (個人)</p> <p>「安全基準等」に盛り込むことが望まれる対策の分類について、「4つの柱」と「5つの重点項目」を設定されていますが、この基本的な考え方に至った根拠を追記していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)</p>	<p>重要インフラ専門委員会の審議の過程において、社会状況を反映しつつ、使いやすい指針とするために導入された分類となっております。重要インフラ専門委員会資料については、内閣官房情報セキュリティセンターのウェブサイトでご覧いただけますので、ご参考いただければと存じます。</p>	
22	6ページ (1). ア. (ア)組織・体制及び人的資源の確保	<p>「情報セキュリティ対策は、それに係るすべての職員が、職制及び職務に応じて与えられている権限と責務を理解した上で、準備された資源によって、負うべき責務を履行することで実現される」と記されているが、これは情報セキュリティ対策を実施する事業所等の最高情報セキュリティ責任者が、何をなすべきかについて理解し、また情報セキュリティ関係者はそれぞれの職責に合った知識・技能により補佐することが必要になる。以上を考慮し「なお書き」を次のように修正してはどうか。</p> <p>「なお、組織・体制及び資源の確保には、例えば、情報セキュリティに関わる人材育成や教育といった基礎的・長期的取り組みから、情報セキュリティ対策の実効性……」 →「なお、組織・体制及び資源の確保には、事業所等の最高情報セキュリティ責任者をはじめ、情報セキュリティ業務に携わる者や営業、人事関係者まで、それぞれの職責に応じた知識・技能の習得のための教育並びに、情報セキュリティ対策の実効性……」 (財団法人防衛調達基盤整備協会)</p>	<p>重要インフラ専門委員会の審議の過程において、指針は重要インフラ分野(10分野)共通のガイドラインであるため、より汎用性のある表現を使用することとなりました。ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。原案とおりの記載とさせていただきます。</p>	
23	II 6 . 対策 項目	8ページ (1). ウ. (ア)情報セキュリティ確保のために求められる機能	「安全基準等」に、電子データの完全性を担保する予防措置を情報システムにおいて講ずべき対策としてタイムスタンプ等具体的技術方策を紹介して記載する必要があると考える。 (財団法人日本データ通信協会)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。
24	10ページ (2). イ. 情報漏えい防止のための対策	保護すべき情報の脅威が、漏洩だけであるというスコープにせず、外部、内部、意図的、非意図的に関わらず、重要な情報の改ざん、改変という障害の脅威への対抗も盛り込むべきではないか。 (財団法人日本データ通信協会)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。	
25	11ページ (2). ウ. 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策	(エ)日本国外の企業に委託する際の注意事項 日本国外の企業に委託する際には、契約違反や犯罪行為等のトラブルが発生した場合に日本の法令の適用に限界があることを配慮して、委託範囲や預託する情報を決定すべきである。民間企業であっても、重要インフラを担う企業には、日本国外への委託に際して国防や国益保護を視野に入れた判断を求めべきである。 (株式会社テブコシステムズ)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。	
26	11ページ9行目 (2). ウ. (ア)委託先管理の仕組み	「委託先の定期的点検・監査の仕組み」を追記していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。	
27	12ページ (2). オ. ITに係る環境変化に伴う脅威のための対策	「安全基準等」に、長期にわたって電子データの完全性を担保する予防措置を情報システムにおいて講ずべき対策としてタイムスタンプ等具体的技術方策を紹介して記載する必要があると考えます。 (財団法人日本データ通信協会)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。	
28	12ページ (2). オ. ITに係る環境変化に伴う脅威のための対策	本項で述べられている社会環境や技術環境の変化への対応項目については、P13の「3. 安全基準等の継続的改善」にも含めていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。	

『安全基準等』策定にあたっての指針(第3版)に対する提出意見の概要及び御意見に対する考え方

該当箇所		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
29	対策編 4ページ9行目	対策編において策定される対策の対象範囲について各重要インフラ分野の特性を考慮すべきかどうかを追記していただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	3ページ28～33行目に記載したように、本指針を参考として、情報セキュリティ対策項目を具体化するには、各重要インフラ分野の特性に応じて考慮が必要となります。また対策編においても同様の記述をする予定でありますので、原案とおりの記載とさせていただきます。
30	その他 全般的な内容	4つの柱、5つの重点項目に関して、1つ1つ具体的な施策として考えると、莫大な投資が必要となる。「情報及び情報システム」(人、物、金の「物」)の観点から対策を考えるよりも、「人(職員)」の業務の流れから見た対策を考える方が、より具体的な対策ができるのではないかと。 本指針とは別でもよいので、重要インフラ分野の企業及び関連企業が具体的、かつ許容可能な投資金額で対策が打てる「道しるべ」を検討していただきたい。 (個人)	今回は「情報及び情報システム」の観点からの情報セキュリティ対策を提示しております。ご指摘の内容については、今後の政策具体化に当たっての参考とさせていただきます。
31	その他	本指針(案)の読者の理解を助けるための補助資料の作成・添付をしていただきたい。 (日本ユニシス株式会社)	重要インフラ専門委員会の審議過程の資料がお役に立つと存じます。同資料については、内閣官房情報セキュリティセンターのウェブサイトでご覧いただけます。

◇事務局による修文

該当箇所	修文内容
6ページ3行目 表 現 II. 3. 「安全基準等」の対象とする脅威	表現適正化の観点から、次のとおり7文字補足する。 「大規模・広範囲にわたる疾病によるコンピュータ施設の運用に係る機能不全」 →「大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うコンピュータ施設の運用に係る機能不全」